

熊本県立荒尾支援学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定

令和3年3月改定

1 「いじめ防止基本方針」について

熊本県立荒尾支援学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」と「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月24日改訂版）に基づき、次のような、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

荒尾支援学校のいじめ防止等の対策に関する基本理念

○障がい特性を考え、一人一人に応じた支援や対応を行い、いじめ防止に努める。

本校では、目指す児童生徒像に「たくましく・ほがらかに・のびやかに活動できる児童生徒」とある。また、「ぼく わたし かがやいています」のスローガンの下、小学生から高校生という幅広い年齢の児童生徒が、共に学校生活を送っている。さらに、障がい特性や程度も様々である。このことを十分理解し、児童生徒同士が、互いに認め合えるような関係を築けるよう支援や対応を行い、いじめ防止に努める。

○児童生徒とかわかる人達との連携を密にし、いじめ防止に努める。

本校は、荒尾玉名地域唯一の特別支援学校である。児童生徒の多くは、荒玉地域を中心に、様々な人や機関とかかわりながら生き生きと社会生活を送っている。しかし一方で、いじめの対象となりやすい傾向にあるという意識を常にもつことも重要である。家庭、学園、地域、関係機関との連携の中から情報を得て、いじめ防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等を一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえけんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの理解

- いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。
- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持つことが必要。
- いじめはどこの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も存在する。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されることが必要。
- いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2要件が満たされている必要がある。
 - ア：いじめに係る行為が止んでいること。期間は3か月を目安とする。またいじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。
 - イ：被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 構成員

- ①学校：校長、教頭、各グループ長、人権教育担当、生徒指導部長、養護教諭、関係担任
- ②校外：専門委員

(2) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
情報の窓口を一元化するために情報集約担当者を置く。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行なう役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDC Aサイクルの期間）

- ・学期はじめに確認、学期を通して実施、学期終了時に評価し、次の学期へ生かす。

(2) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

- ・ 4月 校内職員研修（いじめ防止対策に係る全員研修会 第1回）
- ・ 7月 第1回いじめ防止対策委員会
- ・ 10月 校内職員研修（いじめ防止対策に係る全員研修会 第2回）
- ・ 12月 第2回いじめ防止対策委員会
- ・ 3月 第3回いじめ防止対策委員会

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

※児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに、互いを認め合えるような教育活動を推進する。

①道徳教育（学校教育活動全体を通して行う）

②人権教育

- ・全校集会（6月）、各学習グループ（6月、12月）

③「心のきずなを深める月間」（6月）

- ・全校へ呼び掛けて行う。

④児童生徒会活動

- ・児童生徒会が中心となり、いじめ防止を呼び掛ける活動を行う。
- ・児童生徒会を中心としたあいさつ運動の実施や学校の生活目標の作成を行い、明るい雰囲気づくりを進める。

⑤日常的な職員間の連携と情報交換及び育成

- ・グループ会やグループ朝会時に情報交換をする。
- ・校内支援委員会で情報交換をする。
- ・言語環境に配慮する

教職員一人一人の言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めると共に、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。また授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等についてはこれを見逃さない教職員の育成に努める。

⑥いじめ防止における専門委員の確保

- ・外部より、心理、福祉等に関する専門的知識を有し、いじめ防止を含む教育相談に応じる専門委員を確保する。

⑦情報モラル教育

- ・インターネットや携帯電話、スマートフォンを使用したいじめについて指導する。
（学部集会やホームルームなどの活用）
- ・携帯電話、スマートフォンへのフィルタリング普及を保護者へ呼びかけ促進する。
（授業参観時や学部懇談会などの活用）
- ・環境情報部と連携した職員の校内研修を行う。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

①いじめ調査等いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

○児童生徒対象のアンケート調査

- ・生活アンケート 全児童生徒対象：年間3回（6月、10月、2月）
- ・心のアンケート 全児童生徒対象：年間1回（12月）

②教育相談の充実

- ・アンケート結果をもとに、必要に応じて個別面談を行う。
- ・教育相談で得た情報を共有する。

③日常的な児童生徒の観察

- ・普段から児童生徒の様子を観察を行う。

④保護者や学園、福祉サービス機関（放課後等利用）との連携

- ・日常的に児童生徒の様子について会話をし、情報を得る。
- ・連絡帳で情報交換を行う。

⑤いじめ相談窓口の設置と周知

- ・児童生徒や保護者がいじめの相談が行えるよう窓口を設置する。
- ・相談窓口は、グループ長及び生徒指導部長とする。

⑥職員研修の実施

- ・いじめ防止のための研修を年間計画に位置付けて実施する。

5 いじめに対する措置（「いじめ問題対策マニュアル」に則って行う）

(1) 初期対応として次のことを速やかに行う。

①校長・教頭への報告相談

②児童生徒からの聞き取りや地域家庭と連携し、情報収集

③グループ職員への報告

④いじめ防止対策委員会開催

⑤臨時職員会議

⑥具体的な対応（関係グループ長、生徒指導部長、情報集約担当者、関係職員等でチームとして対応）

○児童生徒（いじめられた側）

- ・児童生徒が安心して活動できる場を設定する。
- ・心のケアを行い、不安を解消できる支援をする。

○保護者への連絡（いじめられた側）

- ・家庭訪問を行い、保護者の思いを充分に聞きつつ、今後の方向性を伝える。
- ・事後の密な連携を図る。

○児童生徒（いじめた側）

- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気付くよう、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付くよう、反省を促す。

○保護者への連絡（いじめた側）

- ・家庭訪問を行い、自分の子どもがいじめた事実を共通理解し、今後の方向性を伝える。

○周囲の児童生徒

- ・いじめは許されないという毅然とした姿勢で指導する。
- ・いじめられた児童生徒と、いじめた児童生徒とともに集団として支える体制づくりをする。
- ・学級活動、学習グループ、児童生徒会などの場を通じて、いじめ根絶のために具体的に何をすればよいのか話し合う機会を設ける。

⑦報告

- ・報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ・対応を振り返り、見えてくる問題点や対策の再検討を行う。

⑧指導の継続

- ・事態が改善されない場合は、再度検討し改善策を練る。

6 重大事案への対応

（1）重篤な事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合を想定する。

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（「相当の期間」は年間30日を目安）

（2）重大事態発生時の対応

- ・県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。
- ・遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

（3）学校としての対応

- ・「いじめ問題対策マニュアル」により組織的に対応する。